

家庭・集落からはじめる

震災

応急マニュアル

	氏名	電話(勤務先・学校)	住所	メモ
家族の連絡先				

	場所	電話
避難場所	一次避難所 (指定緊急避難場所)は	
	二次避難所 (指定避難所)は	
	他に安全なところは	
	家族が離れ離れになったときの集合場所	

このマニュアルは、大地震が発生した場合に自分や家族の命を守る方法や、住民の皆さんが協力して地域を守るための情報をまとめたものです。

栄村

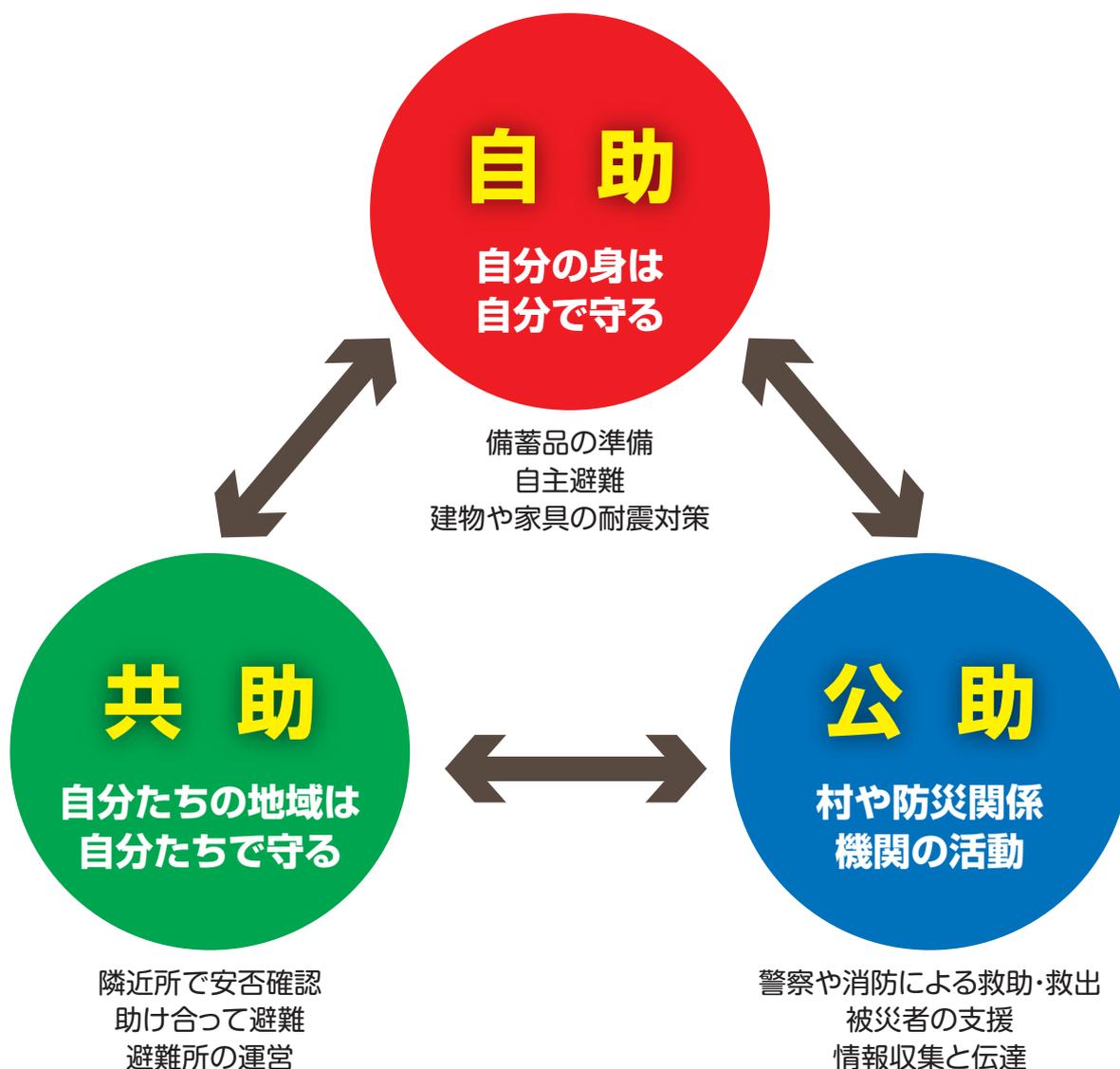
目次

防災の基本	3
用語について	4
地震についての基礎知識	5
地震発生後の行動フロー図	6
個人の行動のポイント	7
状況に応じた行動	9
区長(集落)の行動について	10
集落ぐるみの防災対策	13
関係機関との連携	14
資料集	
・ 関係機関連絡先	15
・ 避難所一覧	16
・ 防災メモ	19



防災の基本

行政が行う防災対策「公助」には限界があります。大地震が発生したときは、自分の身は自分が守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちが守る「共助」の意識と働きが重要です。



このマニュアルで想定する地震

このマニュアルは内陸直下型で、最大震度6強規模の大地震が発生し、村内全域で被害が発生した場合を想定し作成されています。

また、このマニュアルは行動の基本をまとめたものであり、地震発生時期や時間帯、発生場所や天候によって取るべき行動が異なるという点に注意が必要です。

用語について

このマニュアルに出てくる主な用語の定義は以下の通りです。

●要配慮者

高齢者、障がい者、児童、傷病者など、災害発生時の行動に配慮を要する者

●避難所

一次避難所 (指定緊急避難場所)

災害の危険から緊急に逃れるための避難場所。
集落の公民館や広場など、集落単位で定められている。

二次避難所 (指定避難所)

家屋等が被災した者を収容し、継続して避難を行う施設。主に学校や役場が指定されている。

福祉避難所 (要配慮者避難所)

長期の避難生活を強いられる場合、要配慮者等で一般の避難施設での生活が困難な被災者を収容する施設。
森地区の高齢者総合福祉センターが指定されている。

●避難情報

情報の種類	意味	村からの呼びかけ(例文)	村民のとるべき行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	人的被害が発生する可能性が高まった状況で、村民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける情報。	〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。	お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難開始。それ以外の方は避難の準備をし、状況によっては自主避難をする。
避難勧告	その地域の村民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す情報。	〇〇地区に避難勧告を発令しました。速やかに避難を開始してください。	速やかに避難を開始。
避難指示 (緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、村民を避難のために立ち退かせるための情報。	緊急放送、緊急放送、避難指示発令。〇〇地区に避難指示を発令しました。未だ避難をしていない方は緊急に避難をしてください。	緊急に避難する。避難所までの移動に危険を伴う場合には生命を守る最低限の行動をとる。

●ライフライン

電気、ガス、水道、通信など、生活を送る上で欠かせないもの。

●公共土木施設

道路、橋梁など、公共の用に供される施設

地震についての基礎知識

●マグニチュードと震度の違い

マグニチュードは地震の規模を表し、震度はある地点で観測されたゆれの大きさを表します。

マグニチュードが大きくても、震源から離れたところの震度は小さくなります。

●震度と感じ方

震度	体感	過去の地震 (村内最大震度)
1	屋内で静かにしている人はわずかに揺れを感じる。	
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 眠っている人の大半が目覚めます。	
4	ほとんどの人が驚く。眠っている人のほとんどが目覚めます。	
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	平成16年 中越地震
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	平成30年 長野県北部地震
6弱	立っていることが困難になる。	
6強	立っていることができず、這わないと動くことが出来ない。	平成23年 長野県北部地震
7	揺れに翻弄され、動くことも出来ず、飛ばされることもある。	

●栄村に走る断層

村には信濃川断層帯と十日町断層帯が確認されており、これが地震の原因となります。県の報告によると前者の断層を震源とする地震の被害が最も大きいとされています。

トピック

平成23年 長野県北部地震

平成23年3月12日未明に発生した、長野県北部を震源とする最大震度6強の大地震。村内全域の建物、インフラ、ライフライン、農地、河川等に甚大な被害をもたらし、避難者は最大で1,787人に上った。



地震発生後の行動フロー図

下の図は、地震が発生した場合の個人、区長（集落）、消防団、村の行動を時系列に整理したものです。

地震発生		個人の行動	区長(集落)の行動	消防団の行動	村(行政)の行動
瞬間直後	自助	自分と家族の命を守る [動けない場合] 姿勢を低くし頭部を守る [動ける場合] 頭部を守ったり、安全空間に逃げ込む 火の始末 ・火の元始末、初期消火 出口の確保			
	応急活動	屋外に避難 ・慌てずに行動 家周辺の被害確認 情報収集 ・正確な情報を集める 避難の準備 ・非常持出品等の準備	【区長】安否情報の収集 【近所・隣組】安否確認 ・互いに安否の確認 → 状況に応じて行うこと 火災対応 救出・救護活動	参集・巡回 ・詰所へ参集、集落巡回 安否確認 ・安否情報を確認 状況に応じて行うこと 火災対応 救出・救護活動	対策(警戒)本部設置 ・震度6弱以上:対策本部 ・震度5(弱・強):警戒本部 職員非常参集 情報収集 ・安否情報 ・避難情報 ・被害情報 ・気象情報
地震後	避難	余震に警戒し、村から避難情報がなくても、危険を感じたらすぐに避難所へ避難する。	【区長】避難呼びかけ ・地区内放送 ・隣組を通じた伝達	避難誘導 ・サイレン等で警鐘 ・要配慮者避難支援	避難情報発令 避難所開設準備
	避難所	避難者の報告 避難してきた家族の人数や被災状況を区長に報告する。 応急活動への協力 区が行う応急活動に積極的に協力を。	【区長】安否確認 避難所にいない人も含めて集落全員の安否情報集約 → 被害確認 建物、道路、水道、農地等の被害情報を収集する。 → 役場との情報共有	安否確認、伝達 ・区長と連携して安否確認 ・無線により役場へ報告 被害確認・踏査 ・被害情報をもとに現地踏査 ・消防水利の確認	避難所への物資・職員の派遣 ・資機材の配備 ・食料の配備 ・保健師等職員派遣
避難が長期化した場合					
		避難所運営への参加 ・共用の場所(トイレ・洗面所等)は清潔に使用し、常に衛生意識を持つ。 ・モラルある行動を心掛ける ・避難者同士で声を掛け合い、ストレスのない環境をつくる	避難所の運営 ・運営委員会の開催 ・秩序と安全の確保 ・生活環境の整備	集落内の巡回・警戒 ・集落進入路での警戒 ・24時間体制での警戒 一次帰宅への対応 ・帰宅者に同行し、安全確保	避難所運営補助 ・避難所担当職員派遣 ・避難者名簿作成 ・必要物資の配備

個人の行動のポイント

●まず、自分と家族の命を守る！

- ・揺れが収まるまで机等の下に身を伏せる。
- ・机等がない場合は最優先で頭を守る。
- ・家族で声を掛け合って安全を確認する。



●火元と出口は必ず確認！

- ・揺れがおさまったら、コンロやストーブなど火元の始末をする。
- ・出火後1～2分以内なら消火も容易
- ・すぐに屋外に出られるように出口を確保する。



●的確な行動は正確な情報収集から！

- ・ラジオや村の広報、TV、インターネットなど多様な方法で情報を収集する。
- ・災害時は不確かな情報も多く入ってくるため、信頼できる情報源から情報を入手する。

●冷静に避難の判断を！

- ・村から避難情報発令 → **避難**
- ・村からの避難情報なし → **状況に応じて自主避難**

自主避難判断の例

- ・余震が続いているとき
- ・建物が倒壊する恐れがあるとき
- ・自宅や自宅付近で火災が発生し、延焼の恐れがあるとき
- ・危険物が爆発する恐れがあるとき
- ・区長や隣組長から避難を促されたとき



●避難の際はこんなことに注意！

- ・個人ではなく、必ず家族や隣近所のみinnで避難する。
- ・避難前にもう一度火元を確認する。
(ガスやブレーカー)
- ・家族に連絡メモを残す。
(〇〇に避難しています。)
- ・原則として徒歩で避難する。車の場合は乗り合わせる。
- ・非常持出品を予め準備しておく。



非常持出品の例

- 貴重品（現金・通帳・印鑑・免許証・保険証）
- 食料（飲料水・缶詰等）
- 安全装備品（ヘルメット・長靴・手袋・懐中電灯）
- 携帯ラジオ・テレビ
- 救急医療品（常備薬・傷薬等・生理用品・歯ブラシ）
- 衣類（肌着・防寒着・雨具・タオル）
- その他（ライター・缶切・ナイフ・カイロ・割り箸・紙コップ・紙皿・ティッシュ・除菌グッズ・ビニール袋）

※両手が自由に使えるよう、リュックサックに入れておく。

●協力して火事や傷病者への対応を！

地震発生後に火事や傷病者など重大な事態を発見したら、関係機関へ連絡すると共に住民同士が協力して応急対策を実施します。

火事の対応

すぐに119番通報し、住民が協力して初期消火にあたる。火の勢いが強く危険と判断した場合は中断して速やかに安全な場所へ避難する。

傷病者の対応

すぐに119番通報し、救急車が到着するまでは住民が協力して救助・救急活動を行う。二次被害が起こらぬよう自身の身の安全を確保した上で行う。

救急キットを準備しておいたり、AEDを使用できるようにしておいたり、事前の備えが重要です。



●避難生活ではこんなことに注意！

被害が甚大な場合は長期避難生活を余儀なくされます。以下のことに注意して、避難者一人ひとりが少しでも快適な避難生活を送れるようにしましょう。

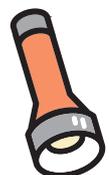
- ・避難所で必要な仕事には積極的に協力する。
- ・和を乱さず、決められたことを守る。
- ・避難スペースや食料は要配慮者や女性から優先して配備する。
- ・勝手に外に出ない。住民以外の人を避難所に入れない。
- ・トイレはきれいに使い、汚したら自分で掃除する。
- ・心身の健康のために、適度な運動をする。
- ・ペットの世話は飼い主の責任で行う。(ペットフードの準備やしつけ)



トピック

防災意識と備え

平成23年長野県北部地震の前日に東日本大震災が発生しました。ある村民は「こっちにも地震が来るかもしれない。」と用心し、いつもの寝室ではなく安全な居間で就寝して被害を逃れました。また、枕元にヘルメットと懐中電灯を置いて就寝した人もいました。このような防災意識と日頃の備えが命を守ります。

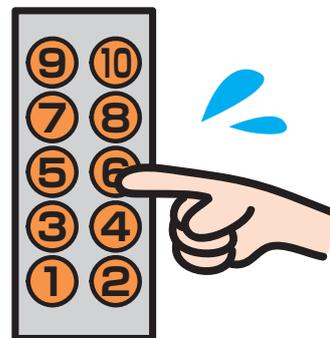


状況に応じた行動

地震はいつ発生するか分かりません。いつでもどこにいても命を守る的確な行動を取ることが必要です。

●職場などにいたら

- ・キャビネットや棚などから離れて衣類で頭を守り、身を伏せる。
- ・エレベーターに乗っていたら、階数ボタンを全部押し、停まったら素早く降りる。閉じ込められたら、インターホンで外部に連絡する。



●屋外にいたら

- ・ブロック塀、電柱、自動販売機など転倒・倒壊の危険のあるものから離れる。
- ・窓ガラス、看板などの落下物に注意し、手荷物で頭を守って広場に避難する。
- ・土砂崩落に注意し、がけ下や川などには近づかないようにする。
- ・電車やバスに乗っていたら、吊革にしっかりつかまり、姿勢を低くし、停車後は乗務員の指示に従う。

●車を運転していたら

- ・ハンドルを取られないようしっかり握り、徐々にスピードを落として停まる。
- ・道路の左側に停車し、エンジンを止める。
- ・安全が確認できるまで車内で待機し、カーラジオで情報を入手する。
- ・車から離れるときは窓を閉め、ドアロックはせず、貴重品を持ってキーは付けたままにする。



トピック

避難所での共同生活

平成23年長野県北部地震では、住民同士が助け合って避難生活を送りました。水道が使用できず、簡易トイレを使用していた役場（森・青倉避難）では、女性が主体となってトイレ掃除等衛生対策を行い、男性はパイプをつなげてせぎの水を貯水タンクに貯め、水を確保しました。

このように、避難所であっても集落の一員という意識をもち、避難所運営に積極的に関わっていくことが重要です。



区長(集落)の行動について

地震発生時は誰もが混乱し、冷静な対応ができなくなります。区長はリーダーシップを発揮し、住民に対して的確な指示を送ることが必要です。また、区長が被災した場合の代理者を予め定めておきましょう。

以下は、災害発生時の区長の任務と基本行動をまとめたものです。

〈装 備〉

誰もが区長と判断できるよう、ヘルメットと区長法被を着用する。



1、安否情報の収集

- 集落内の巡回
- 隣組長を通じた情報収集

2、避難の呼びかけ

- 地区内放送
- 隣組長を通じた伝達

避難が必要と考えられる場合は、住民に対し避難を呼びかけます。

村から避難情報が発令されている場合を除き、避難は住民個々の判断で行われますが、被害の拡大を防ぐことや安否確認を迅速に行うことなどを目的に区長が避難を促すことも有効です。

3、避難誘導

- 地元消防団との連携
- 要配慮者の避難支援

日頃から、要配慮者がどこに住んでいるか、こういった状態かなどの情報を収集しておくことが重要です。また、村外の家族の連絡先も把握しておきましょう。



4、安否確認

●集落全体の安否確認

避難しなかった人も含め安否情報を集計します。

5、役場へ報告

●電話や消防団無線を使用 ●「被害なし」も重要な情報

6、集落内の被害確認

●区民や消防団を動員 ●夜間を避ける ●必ず複数名で

報告内容

- 人的被害（死者・行方不明者・負傷者）
- 建物被害（家屋、公共施設等）
- 公共土木施設の被害
- 農地被害（防火用水として利用する用水路を優先に）
- その他被害（火災・がけ崩れ・地滑りなど）



7、避難所の運営

避難所の運営は区長を中心として避難者が自主的に行い、村はその支援にあたります。避難所運営委員会を組織し、役割ごとに作業班を作ると運営がスムーズになります。

●避難所運営委員会の例

役職	主な担当	役割
委員長	区長	避難所運営の総括
情報広報班	区民	各種情報管理
清掃班	区民	衛生環境整備
物資配分班	区民	物資の適正配分
給食班	日赤奉仕団	炊出し等食事の準備、弁当配布
給水班	区民	生活用水の整備

幅広く意見を取り入れるため、運営委員会には女性や高齢者も構成員として参画させる必要があります。

●避難所運営の手順と方法

1、避難所の安全確認と生活スペースの整備

- ・危険物の撤去
- ・掃除

2、避難者の把握

- ・避難人数
- ・要配慮者数
- ・役場避難所担当職員に報告

3、避難スペースの配分

- ・暖かく、トイレが近い場所には要配慮者を優先
- ・複数の集落が集まる避難所 → **集落ごとに避難スペース確保**
- ・トイレは一般用、高齢者・障がい者用と分ける
- ・女性の更衣室や授乳室なども配慮

4、備蓄物資の確認と配分方針の決定

- ・要配慮者優先
- ・不均衡が起こらないよう平等に
- ・不足物資があれば避難所担当職員を通じて役場へ要望

5、物資等の管理

- ・何がどれくらい来たかを把握
- ・保管場所の決定

6、避難者への情報提供と情報管理

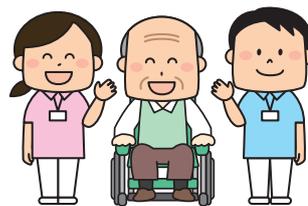
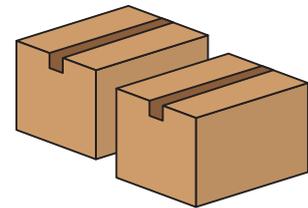
- ・本部からの情報を提供
- ・嘘やデマの流布防止

7、要配慮者のケア

- ・福祉避難所への移動検討
- ・村外家族のもとへ引渡し
- ・隣組や近所の人同士がサポートし合える関係の構築

8、生活環境の整備

- ・運営ルール作成と周知
- ・プライバシーの保護
- ・安全管理



トピック

避難所運営の困難さ

平成23年長野県北部地震では10日以上に渡る避難生活が続きました。村民誰もが経験したことがない事態の中では、避難スペースや救援物資の配分を巡り混乱が発生した避難所も少なくありませんでした。

そんな中、当時の区長や役場職員が毎日ミーティングを開いて避難所の運営ルールを一つずつ作り、次第に円滑な運営ができるようになりました。



集落ぐるみの防災対策

震災による被害を軽減し、住民の命を守るためには、日頃からの集落ぐるみの防災対策が必要です。

区長や集落の防災担当者が主となり、以下のことを実践することにより、集落の防災力が高まります。

1、集落版防災マップの作成

集落の危険箇所や、震災時の避難ルートなどを記載したマップを作成する。

記載する内容の例

- ・過去の地震で被害が発生した場所や通行不能となった箇所
- ・安全な避難ルート

2、要配慮者避難計画の作成

要配慮者の了承を得たうえで、以下の情報を把握・記録しておき、避難計画を作成する。

計画に記載する内容の例

- ・要配慮者の状況（寝たきり、独居、病状など）
- ・緊急時の家族の連絡先
- ・どれくらいの支援が必要か
自力で歩ける → 支援は1人で肩を貸すくらいの支援
寝たきり → 支援は4人で医療関係者の支援も必要 など

3、防災訓練の実施

集落独自の防災訓練を企画・実施する。

訓練の例

- ・区長による避難指示の訓練
- ・隣組等による安否確認と避難訓練
- ・要配慮者の避難誘導訓練
- ・救護、初期消火訓練
- ・炊き出し訓練



上記の取り組みの実施にあたっては、村の防災担当部署も協力、支援をします。遠慮なくお声かけください。

関係機関との連携

様々な関係機関と連携することで災害対応が迅速かつ的確なものとなります。

●消防団との連携

平成 23 年の長野県北部地震時には消防団が活躍し、地震発生からわずか 2 時間足らずの間に全住民の安否確認と一次避難所への避難が完了しました。また、住民が不在となった集落を、夜を徹して警戒し盗難や不審者の進入を防ぎました。



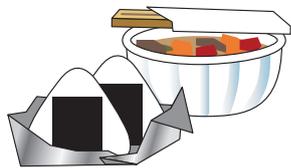
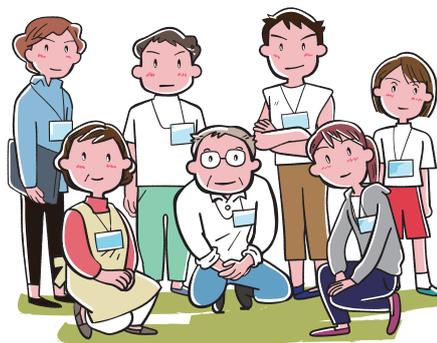
消防団は地震発生後詰所へ参集し、その後集落の巡回を行いながら避難誘導にあたります。要配慮者の避難を消防団に一任するなど、予め協力体制を打合せしておく、有事の際の対応がグッと早くなります。

消防団がない集落においても、別の集落の消防団が必ず巡回に向かいます。

●役場との連携

役場では、各集落の被災状況を把握し、必要な支援体制を整えます。支援体制を取る上で重要なのは、集落がどれだけの被害を負い、どれだけの人が避難しているかという情報です。

区長は集落の被災状況をなるべく早く把握し、役場へ情報提供してください。



●日赤奉仕団との連携

日赤奉仕団の活動には災害時の救援活動が含まれています。区長もしくは本部からの要請により奉仕活動を行います。

炊出しや要配慮者のケアなど協力を仰ぎましょう。



●民生委員との連携

災害発生時は民生委員の協力も不可欠です。民生委員が持つ情報が安否確認の大きな力になります。

関係機関連絡先

名 称	電話番号	所 在 地
栄村役場	0269-87-3111	栄村北信3433
栄村役場秋山支所	025-767-2202	栄村堺18281
栄村社会福祉協議会（日赤奉仕団）	0269-87-3450	栄村北信3601-5
岳北消防本部 飯山消防署	0269-62-0119	飯山市大字飯山 3690番地1
岳北消防本部 飯山消防署 栄分署	0269-87-1119	栄村北信3433
飯山警察署	0269-62-0110	飯山市大字南町6-1
飯山警察署 堺警察官駐在所	0269-87-2727	栄村北信3497-1
飯山警察署 水内警察官駐在所	0269-87-2003	栄村豊栄2739-1
長野県危機管理防災課防災係	026-235-7184	長野市南長野幅下692-2
長野県北信地域振興局 総務管理課	0269-22-3111	中野市壁田955
長野県北信保健福祉事務所	0269-62-3105	飯山市静間町尻1340-1
北信建設事務所飯山事務所	0269-62-4111	飯山市静間町尻1340-1
国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 調査課	025-784-2073	新潟県南魚沼郡湯沢町 神立23
国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 中津川出張所	025-765-2146	新潟県津南町下船渡戊 434-4
中部電力(株)飯山営業所	0120-984-389	飯山市静間353-5
東日本電信電話(株) 長野支店	0120-444-113	長野市南長野新田町 1137-5
日本赤十字社 長野県支部	026-226-2073	長野市南県町1074

地震災害における 指定緊急避難場所

一次避難所

指定緊急避難場所（一次避難所）は、**災害の危険から命を守るために緊急的に避難**をしたり、住民の安否確認を実施したりする場所です。

指定緊急避難場所に指定されている建物であっても、地震発生時は倒壊の恐れがあります。安全を十分に確認したうえで避難しましょう。

No.	施設等名称	集落名	AED 設置
1	旧豊栄小学校敷地	白 鳥	※白鳥消防詰所に設置
2	白鳥国道 117 交点三叉路		
3	白鳥公民館		
4	特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ	平 滝	●
5	青倉公民館	青 倉	●
6	栄小学校	横 倉	●
7	集落営農共同車庫		
8	森公民館	森	
9	栄村文化会館		●
10	塩尻区長宅周辺	塩 尻	
11	箕作公民館	箕 作	●
12	ながの農協栄出張所敷地		
13	泉平多目的施設前交差点	泉 平	●
14	共同苗間前	月 岡	※月岡消防詰所に設置
15	バイパス大巻 T 字路		
16	小滝公民館	小 滝	●

No.	施設等名称	集落名	AED 設置
17	野田沢公民館	野田沢	※野田沢山本宅に設置
18	程久保入口周辺	程久保	
19	大久保公民館	大久保	●
20	天地・菅沢分岐周辺	天 地	
21	旧志久見分校グラウンド	雪 坪 志久見	※志久見消防詰所に設置
22	志久見公民館		
23	柳在家公民館	柳在家	※共栄建設車庫に設置
24	切欠公民館	切 欠	※斎藤宅車庫に設置
25	東部社会体育館	長 瀬	●
26	原向公民館	原 向	※原向消防詰所に設置
27	笹原作業所付近	笹 原	※笹原作業所に設置
28	県道 T 字路 (当部)	当 部	※藤木宅車庫に設置
29	天代公民館	天 代	●
30	坪野公民館	坪 野	●
31	北野公民館	北 野	●
32	中野地区内三叉路	中 野	
33	バス停広場	極 野	※極野公民館に設置
34	五宝木公民館	五宝木	●
35	秋山支所	小赤沢	●
36	栄村高齢者生きがいセンター		
37	秋山分校	屋 敷	●
38	上野原公民館	上野原	●
39	和山公民館	和 山	●
40	雄川閣	切 明	●

指定避難所

二次避難所

指定避難所（二次避難所）は、**住民が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在したり、災害により自宅に戻れなくなった住民が一時的に生活したりする施設です。**

村から避難情報を発令する場合は、災害の規模や被害状況等に応じて、各集落がどの避難所へ避難するかを指示します。

また、村では各避難所へ備蓄食料や簡易トイレの整備を進めています。

No.	施設等名称	AED
1	青倉公民館	●
2	森公民館	
3	栄村文化会館（栄村役場）	●
4	栄中学校	●
5	箕作公民館	●
6	栄小学校	●
7	東部社会体育館	●
8	北野天満温泉	●
9	栄村高齢者生きがいセンター（小赤沢）	
10	秋山支所	●
11	秋山分校	●

防災メモ

-MEMO-

●火事・救急は……………**119番**

119番で伝える内容は…

1. 事態の状況 「火事です。」 「救急です。」
2. 場所はどこか 「栄村〇〇地区、□□付近」
3. 自分の情報 氏名・住所・電話番号



●事件・事故は……………**110番**

●災害用伝言ダイヤルは……………**171番**

地震等の災害により被災地の通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTTから提供される声の伝言板です。

[利用可能な電話]

■一般電話 ■公衆電話 ■携帯電話・PHS ■ひかり電話 ■INSネット

[利用方法]

※登録できる電話番号は被災地区の電話番号です。

※被災地区からの利用であっても、市外局番からのダイヤルが必要です。

※音声ガイダンスに従ってご利用ください。

録音

例)被災したAさんが、無事であることを伝えたい

171 + 1 + Aさんの自宅の電話番号

再生

例)家族や友人が、Aさんの安否を確かめたい

171 + 2 + Aさんの自宅の電話番号

平成31年3月発行

栄村役場総務課 (☎0269-87-3112)